



## 9月1日は防災の日 防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～

### 応急対策室

わが国では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの自然災害が発生し、各地で多くの被害が出ています。なかでも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成24年3月11日現在で死者・行方不明者が1万9千人を超え、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を大きく上回る戦後最悪の自然災害となりました。

さらに、首都直下地震や南海トラフの巨大地震といった大規模地震の切迫性も指摘されています。

このような状況の下、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが災害に対する正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な行動をとることが重要であり、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティなどで行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験など実践的な対応を経験するこ

とにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身につけることができます。また、いつ起きるかわからない地震・津波災害などに対する備えは、常日ごろから防災意識を持って生活することや防災訓練の体験などによって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加し、いざという時に対応できる力を身につけましょう。

\*防災訓練の日程は地域によって異なりますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。

地域で行われる防災訓練へは、自分の住んでいる地域の方々と共に“いざという時どうするか”という心構えで参加体験し、家族みんなで防災について話し合しましょう。

### いざというときの備え確認チェック

- 非常持ち出し品の準備、避難場所までの順路など、避難するときの確認事項**
  - ・次の物はすぐに持ち出せるように用意しましょう。  
現金、救急箱、懐中電灯、ライター、電池、毛布、食品、飲料水、ラジオなど
- 消火器の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと**
  - ・消火器は初期消火に有効なので正しい使い方を覚えましょう。
- 正しい情報の入手方法と家族や近隣の人々の安否情報を確認する方法**
  - ・携帯電話、インターネット、ラジオ、防災行政無線などで正しい情報を入手しましょう。
  - ・毎月1日・15日や防災週間などで災害伝言ダイヤル（171）が体験利用できるので、使い方を確認して、いざというときに大切な人の安否情報が確認できるようにしましょう。
- 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法**
  - ・消防署などで行う救命講習会では、軽いけがの処置をはじめ心肺蘇生法について習得できますので、進んで参加しましょう。
- 地域住民等で協力して行う救出活動の方法**
  - ・大規模な災害時には消防車や救急車が直ぐに救出に向かえない場合もあるため、バール、のこぎり、自動車のジャッキなどを使用し瓦礫下から救出するなど地域の方々の協力が必要です。
- 避難前の安全確認**
  - ・停電から復旧した時に通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切りましょう。
  - ・ガス漏れによる火災を防ぐため、ガスの元栓を閉めましょう。
- 家具の転倒防止など、自分たちで事前に備えとしてできることの確認**
  - ・自分の身は自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る、という意識を持って生活しましょう。

# 外出先での地震への対処

## 防災課

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先での地震への対処について取り上げてみます。

### 1. 住宅地

**強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。**

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機も倒れてくる場合がありますので、そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダに置かれているエアコンの室外機、ガーデニング用のプランターなどが落下してくる場合があります。頭上からの落下物に注意しましょう。

### 2. オフィス街・繁華街

**中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などが落下してくる危険性があります。**

- オフィスビルの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが剥がれ落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- 繁華街では、店の看板やネオンサインなどの落下・転倒の危険が特に高くなるため、強い揺れに襲われた際には十分注意しましょう。



### 3. 海岸・川べり

**海岸や川べりで強い揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難の指示や勧告を待つことなく、直ちに避難しましょう。**

- 強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や川べりから離れ、急いで高台や津波避難場所、津波避難ビルなどの安全な場所へ避難しましょう。
- ラジオなどを持っている場合は、津波情報を聞きましよう。
- 津波は繰り返して来ます。第1波が小さくても後から来る波の方が高い場合があるので、いったん波が引いても絶対に戻ってはいけません。

### 4. 山・丘陵地

**落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。**

- 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、早めに避難しましょう。また、市町村の避難指示等があれば、直ちに避難しましょう。



### 5. 自動車の運転中

**急ブレーキを踏めば予想外の事故を引き起こすことにつながります。**

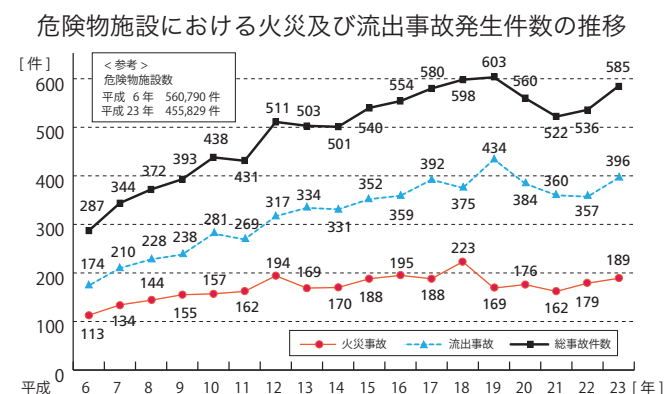
- 道路の左側か空地に停車し、エンジンを止めましょう。
- カーラジオで災害情報を聞きましよう。
- 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従いましよう。
- 避難するときは、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、徒歩で避難ましよう。

# 危険物施設等における事故防止について

## 危険物保安室

### ○平成23年中の危険物施設における事故件数

平成23年中の危険物施設における火災及び流出事故の合計件数は585件（火災189件、流出396件）となり、前年に比べて49件の増加となりました。事故発生件数は、近年事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、約2倍に増加していることから、事故防止対策の一層の推進が必要です。



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以下（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

### ○平成24年度危険物事故防止アクションプラン

消防庁では、事故防止対策の取組の一環として、危険物関係業界団体、消防関係行政機関等で構成された「危険物等事故防止対策連絡会」を開催し、全団体・機関で取り組むための重点項目を定めた「平成24年度危険物事故防止アクションプラン」を取りまとめました。

当該アクションプランに基づき、官民一体となった事故防止対策の自主的、積極的な推進をお願いします。

#### <重点項目>

危険物施設における事故の件数を減少させるためには、「業種を超えた事故の情報の共有」を図り、同様の事故をできるだけ減らしていくことが重要です。また、近年の危険物に係る事故や東日本大震災の状況に鑑み、次の項目を重点として事故防止対策を講ずる必要があります。

#### 1. 地震・津波対策の推進

緊急時想定訓練を重ねることなどを通して、ハード面及びソフト面双方における地震・津波対策の検証を実施し、それを踏まえた見直しを推進すること。

なお、この場合、平成24年1月31日付け消防危第28号「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について※」等に留意すること。

#### 2. 日常点検の推進

日常点検の際に、異常を見逃ごさない技術の伝承を推

進すること。また、「現行の点検方法に問題はないか」、「点検箇所は適切か」などの問題意識を持って、日常点検に取り組むこと。

#### 3. 保安教育の充実

知識不足、慣れから生じる配慮不足等による事故を防止するため、現場の整理・整頓・清掃や作業員間のコミュニケーション能力の向上といった基本事項を徹底する教育を実施し、効果測定の実施を推進すること。

#### 4. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

流出事故が発生する前に、老朽化したタンク、配管等に補修又は取り替える等の流出事故防止対策を推進すること。  
※「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」の概要

東日本大震災において、下図の通り危険物施設が被害を受けたこと等を踏まえ、地震・津波対策について以下のとおり示したものです。

- ① 危険物施設の所有者等は、危険物施設ごとに、当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、それらの結果に応じて必要な措置を講ずる必要があること。この確認に当たっては、施設形態ごとに被害事例等を踏まえて検討を行うこと（例：屋外タンク貯蔵所における浮き屋根の基準適合状況の確認）。
- ② 危険物施設の所有者等は、津波警報発令時における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、それらの結果に応じて避難時の対応や緊急停止措置等の対応に関する必要な事項を予防規程等に規定するとともに、当該施設の従業員等へ周知する必要があること。

図 東日本大震災による危険物施設の被害の主な原因と被害の内訳

